

静岡産業大学学友会会則

第1章 名称・目的及び事業

第1条 この会は、静岡産業大学学友会（以下「本会」という。）と称し、本部を静岡県藤枝市駿河台4丁目1番1号静岡産業大学藤枝キャンパス内に置く。

第2条 本会は、静岡産業大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員が協力し、本学の教育方針に基づき、文化活動及びスポーツ活動を振興し、健全なる身体の発育と品性の陶冶を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会員及び組織

第4条 本会の会員は、正会員（本学全学生）及び支援会員（本学専任教員及び事務職員）とする。

第5条 本会に、藤枝キャンパス支部及び磐田キャンパス支部を置く。

2 各支部に、支部運営委員会及び支部の事業の企画・運営組織としての支部執行部を置く。

第6条 本会に、藤枝キャンパス支部と磐田キャンパス支部間の協議機関として学友会協議会を置く。

第3章 役員及び相談役

第7条 本会に会長を置き、学生部長をもってこれに充てる。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、代理を置くことができる。

第8条 各支部に支部長を置き、当該支部に属する学生委員長又は副学生委員長をもってこれに充てる。

2 支部長は、支部を代表し、その支部の会務を総理する。

3 支部長に事故あるときは、代理を置くことができる。

第9条 本会に相談役を置き、学長及び学部長をもってこれに充てる。

2 相談役は、会長及び支部長に対し、本会の会務について、助言及び協力を行う。

第4章 学友会協議会

第10条 学友会協議会は、次の各号に掲げる事項の協議機関とする。

- (1) 本会全体の事業に関する事
- (2) 会則の改廃に関する事
- (3) その他本会の目的を遂行することに関する事

第11条 学友会協議会は、別表第1に掲げる委員により構成する。

2 前項に規定する委員のほか、会長は必要な者を学友会協議会にオブザーバーとして出席させることができる。

第12条 学友会協議会に議長を置き、会長をもってこれに充てる。

第13条 学友会協議会は、各支部から要望があったときに議長が招集して開催する。

- 2 学友会協議会は、3分の2以上の委員の出席をもって成立する。
- 3 学友会協議会の議事は、出席委員の過半数をもって成立する。

第14条 学友会協議会の委員の任期は、1学年度とし、再任を妨げない。

第5章 支部運営委員会

第15条 支部運営委員会は、次の各号に掲げる事項の審議機関とする。

- (1) 支部の予算及び決算に関する事
- (2) 支部の事業に関する事
- (3) 支部のクラブ・サークルの設立、合併、昇格、休止及び廃止に関する事
- (4) 役員を選出に関する事
- (5) 賞罰に関する事
- (6) その他本会の目的を遂行することに関する事

第16条 支部運営委員会は、別表第2に掲げる委員により構成する。

2 前項に規定する委員のほか、支部長は必要な者を支部運営委員会にオブザーバーとして出席させることができる。

第17条 支部運営委員会に委員長を置き、支部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、支部運営委員会の議長となる。

第18条 支部運営委員会は、年1回5月から6月の間に委員長が招集して開催する。

- 2 支部運営委員会は、3分の2以上の委員の出席をもって成立する。
- 3 支部運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって成立する。

第19条 委員長は、次の各号に該当する場合は、臨時の支部運営委員会を開催する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき
- (2) 議題の内容を示して正会員である委員の2分の1以上の請求があったとき

第20条 支部運営委員の任期は、1学年度とし、再任を妨げない。

第6章 支部執行部

第21条 各支部の執行部は、支部運営委員会の方針に基づき、事業を実行する。

第22条 各支部の執行部は、当該支部に所属する正会員の有志（以下「執行部員」という。）によって構成する。

第23条 各支部の執行部に、執行部長、副執行部長（2名）、書記（若干名）及び会計（2名）を置く。

2 執行部長、副執行部長、書記及び会計は、当該支部の支部運営委員会において執行部員から選出する。

3 執行部長は、執行部を代表し、支部運営委員会の方針に基づき、支部の事業を実行する。

4 副執行部長は、執行部長を補佐し、執行部長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 書記は、執行部長の指示に従い、本会の事務を処理する。

6 会計は、執行部長の指示に従い、本会の会計事務を処理する。

第24条 執行部員の任期は、1学年度とし、再任を妨げない。

第25条 学生支援課員は、執行部に対してその事業実行に関し、必要に応じて指導、助言及び協力をする。

第7章 会計

第26条 本会の運営経費は、会費収入のほか、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 支部の予算及び決算は、各支部において処理する。

3 支部の出納は、各支部の学生支援課が管理する。

第27条 会費は、年額2,000円とし、正会員から徴収する。

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 クラブ・サークル

第29条 正会員は、文化活動及びスポーツ活動に関するクラブ・サークルを設立し、又は所属することができる。クラブ・サークルに所属する正会員は、部員と呼ぶ。

2 クラブは、部員が5名以上で構成され、原則2年以上活動をしている団体とする。

3 サークルは、部員が3名以上で構成され、活動をしている団体とする。

第30条 正会員がクラブ・サークルを設立するためには、団体設立願に次の各号に掲げる書類を添えて各支部の学生支援課に提出し、支部運営委員会の承認を得て、公認される。

(1) 設立趣意書

(2) 部員名簿

- (3) 役員名簿
- (4) 初年度活動計画書及び予算書
- (5) 部室使用願（必要に応じて）

第31条 クラブ・サークルは、その活動内容に鑑み、文化系団体又はスポーツ系団体のどちらかに分類される。

第32条 クラブ・サークルには、役員として部員の中から代表（1名）、副代表（1名）及び会計担当（1名）を置かなければならない。

第33条 クラブ・サークルには、顧問を置かなければならない。

- 2 顧問は、支援会員をもってこれに充てる。
- 3 顧問は、その団体の活動遂行について指導、助言及び協力をする。
- 4 顧問は、その団体の属する同一支部内において、原則として4団体まで兼務することができる。
- 5 顧問の任期は、1学年度とし、再任を妨げない。

第34条 クラブ・サークルは、毎年度更新手続きをしなければならない。更新手続きは、毎年度4月末日までに、団体更新願に次の各号に掲げる書類を添えて、各支部の学生支援課に提出し、支部運営委員会の承認を得なければならない。

- (1) 部員名簿
 - (2) 役員名簿
 - (3) 前年度活動報告書及び決算書
 - (4) 当該年度活動計画書及び予算書
 - (5) 部室使用願（必要に応じて）
- 2 更新にあたっては、次の各号に掲げる条件を全て満たしていなければならない。
- (1) 前項に定める書類に不備がないこと
 - (2) 前年度中の活動に十分な活動実績があると認められること
 - (3) 部員が、クラブにあっては5名以上、サークルにあっては3名以上であること

第35条 サークルからクラブへ昇格するためには、次の各号に掲げる条件を全て満たし、かつ、所属支部の支部運営委員会で承認されなければならない。

- (1) 部員が5名以上であること
- (2) 今後2年以上活動することが見込めること
- (3) 同一支部に活動内容が軌を一にするクラブが存在していないこと

第36条 サークルがクラブへの昇格を申請するためには、第34条の規定を準用する。提出書類には、同条に定めるもののほか、昇格についての趣意書を提出するものとする。

第37条 クラブ・サークルは、次の各号のいずれかに該当した場合、廃止とする。

- (1) 第34条で定める日までに団体更新願が提出されなかったとき
 - (2) 団体更新願提出時に部員が3名未満となったとき
- 2 クラブは、団体更新願提出時に部員が5名未満となったときは、サークルに降格する。

ただし、支部運営委員会が認めた場合はこの限りでない。

第38条 クラブ・サークルには、その活動を活性化させるための活動費（以下「クラブ・サークル活動費」という。）を支給する。

2 クラブ・サークル活動費の支給用途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 大会参加費やこれに準ずる費用

(2) 大会等に参加するために係る交通費（原則、公共交通機関に限る）及び宿泊費（1人あたり1万円を上限とした実費）

(3) その他、部活動用具や消耗品類等を購入するために必要な費用

3 クラブ・サークル活動費の支給金額は、次の各号に掲げる金額を各年度の上限額とする。ただし、令和6年度までは別表第3のとおりとする。

(1) クラブ（強化スポーツクラブ） 5万円

(2) クラブ 2万円

(3) サークル 1万円

4 次の各号の一に該当する場合は、翌年度のクラブ・サークル活動費を支給しない。

(1) 申請にあたり、不適切な手続きが行われたと認められた場合

(2) 新入部員を募集しない場合

5 各年度における臨時の支部運営委員会において新たに設立承認を得たクラブ・サークルについては、第3項に規定するクラブ・サークル活動費の半額を支給する。ただし、12月以降に新たに設立申請した場合は、当該年度のクラブ・サークル活動費は支給しない。

第9章 監査委員

第39条 本会に、事業が公正に運営されるために監査委員2名を各支部に置く。

2 監査委員は、各支部の支部運営委員会において正会員及び支援会員からそれぞれ1名を選出し、会長が任命する。

第40条 監査委員は、毎年1回各支部の執行部の会計報告に基づき、監査を行う。

2 監査委員は、必要に応じてクラブ・サークルの施設、備品、財産等について調査することができる。

第41条 監査委員は、監査結果を当該支部の支部運営委員会に報告しなければならない。

第42条 監査委員の任期は、1学年度とし、再任を妨げない。

第10章 賞罰

第43条 本会の発展に多大の貢献があると認められる会員又はクラブ・サークルについては、支部運営委員会の議決を経て、会長が表彰することができる。

第44条 本会の秩序を乱し、名誉を著しく毀損したクラブ・サークルについては、支部運

営委員会の議決を経て、次の処置を行うことがある。

- (1) 訓戒
- (2) クラブ・サークル活動費の削減
- (3) 部室の使用停止
- (4) 活動の停止
- (5) 廃止又は承認の取り消し

第 11 章 改廃

第 45 条 本会則は、学友会協議会の議決を経て、改廃することができる。

第 46 条 本会則に関わる細則は、学友会協議会の議決を経て、制定又は改廃することができる。

附則

- 1 本会則は、学友会運営委員会の議を経た後、会長の承認を得て改廃することができる。
- 2 本会則に関わる細則は、学友会運営委員会の議を経た後、会長の承認を得て制定、改廃することができる。
- 3 本会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。なお、静岡産業大学学友会会則（平成 6 年 4 月 1 日施行）及び静岡産業大学情報学部学友会会則（平成 10 年 4 月 1 日施行）は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附則（令和 4 年 3 月 11 日会長承認）

この会則の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。この施行をもって、本会則の改廃について定めた附則第一項並びに本会則の細則の制定、改廃について定めた附則第二項は、その効力を失う。

(別表第1) 学友会協議会委員構成表

会 員 区 分	職 位	人 数
正 会 員	支 部 運 営 委 員	各支部3名(計6名) ※第16条関係
支 援 会 員	会 長	1名 ※第7条関係
	支 部 長	各支部1名(計2名) ※第8条関係

(別表第2) 支部運営委員会委員構成表

会 員 区 分	職 位	人 数
正 会 員	執 行 部 長	1名 ※第23条関係
	学 生 代 表	2名 ※公募にて選任する
	クラブ・サークル代表	文化系及びスポーツ系から各1名 ※第32条関係
支 援 会 員	支 部 長	1名 ※第8条関係
	顧 問	文化系及びスポーツ系から各1名 ※第33条関係
	学生支援課職員	2名 ※うち、1名は課長とする

(別表第3) 令和6年度までのクラブ・サークル活動費支給額

支部・団体種別		令和4年度	令和5年度	令和6年度
磐田	クラブ (強化スポーツ クラブ)	第38条第3項のとおり		
	クラブ	5万円	4万円	3万円
	サークル	4万円	3万円	2万円
藤枝	クラブ (強化スポーツ クラブ)	第38条第3項のとおり		
	クラブ			
	サークル			

(第2章関係) 学友会構成図

